

台風18号等により被災した方へ 平成27年度授業料免除等について

このことについて、下記のとおり受け付けます。

記

I 特例(平成27年9月17日付理事長裁定)による申請(全学生対象)

[免除の資格]

学生の居住地又は学資負担者の居住地又は勤務地が災害救助法の適用を受けている者で、次のいずれかに該当する者

1. 被災により学資負担者が死亡(行方不明を含む)又は失職等により家計が急変した場合
2. 住居半壊(床上浸水を含む)以上の被害を受けた場合

II 通常の申請(本科4・5年生、専攻科生対象)

[免除の資格]

次のいずれかに該当する者

1. 学資負担者が死亡した場合
2. 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

III 特別措置による申請

(高等学校等就学支援金の対象となる本科1～3年生対象)

[免除の資格]

授業料の各期の納付期限前6月以内(新入生の場合は1年以内)に、次のいずれかに該当する者

1. 学資負担者が死亡した場合
2. 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

IV 特別措置による申請

(高等学校等就学支援金の対象となる本科1～3年生以外の者対象)

[免除の資格]

授業料の各期の納付期限前6月以内に、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

※学資負担者の死亡及び住居半壊等家屋の被災のみは対象外

V 申請期間等

<申請期期限> **平成27年10月30日(金)**

<提出先> **学生課学生支援係**

VI 災害救助法適用市町村

【茨城県】

古河市・結城市・下妻市・常総市・守谷市・筑西市・坂東市・
つくばみらい市・結城郡八千代町・猿島郡境町

【栃木県】

栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・下野市・
下都賀郡壬生町・下都賀郡野木町

【宮城県】

仙台市・栗原市・東松島市・大崎市・宮城県松島町・黒川郡大和町・
加美郡加美町・遠田郡涌谷町

※ ご不明な点がございましたら学生課学生支援係へお問合せください。